

# 兵庫県公報

平成28年10月7日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（財政課）	1
○ 恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（職員課）	5
○ 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例（大学課）	5
○ 家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例（畜産課）	6
○ 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局文化財課）	6
○ 兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	7

## 公布された法令のあらまし

### ●使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第41号）

次に掲げる条例に定める手数料をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 警察手数料徴収条例

### ●恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

被用者年金制度の一元化に伴う経過措置を定める政令の施行を踏まえ、恩給条例による通算退職年金又は通算遺族年金の額を算定する際の端数計算の方法について所要の整備を行うこととした。

### ●公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

地方独立行政法人法及び学校教育法の一部改正により、公立大学法人が設置する大学に中学校、高等学校等の学校を附属させて設置することができるものとされることを踏まえ、兵庫県立大学附属高等学校及び兵庫県立大学附属中学校の設置等について所要の整備を行うこととした。

### ●家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例（条例第44号）

和田山家畜保健衛生所の建替工事の完了を契機に、同家畜保健衛生所の名称を朝来家畜保健衛生所に改めることとした。

### ●兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

寄贈のあった古代中国鏡のコレクションを展示する施設として兵庫県立考古博物館に分館を設置することとし、所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

警察法施行令の一部改正を踏まえ、兵庫県警察本部警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することを追加することとした。

## 条 例

使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第41号

#### 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の21の部(19)の2の款、(20)の款、(26)の款及び(28)の2の款中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部中(28)の9の款を(28)の10の款とし、(28)の4の款から(28)の8の款までを(28)の5の款から(28)

の9の款までとし、同部(28)の3の款中「第60条の3第1項ただし書」を「第60条の3第2項ただし書」に改め、同款を同部(28)の4の款とし、同部(28)の2の款の次に次のように加える。

(28)の3 特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料	法第60条の3第1項第3号の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
---	---	----------

別表第4の21の部(29)の款中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部(31)の2の款中「第68条の5の2第1項」を「第68条の5の2」に改め、同部(34)の款中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「第68条の5の6第1項」を「第68条の5の6」に改め、同部(41)の款中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第2条 警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表7の部(1)の款中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許(以下この部において「大型自動車免許等」という。)」に、「7,400円」を「7,050円」に改め、同部(1)の2の款中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同部(2)の款中

「

普通自動車免許に係る再試験を受けようとする場合	1,950円(法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円)
-------------------------	---

」

を

「

準中型自動車免許に係る再試験を受けようとする場合	2,000円(法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,650円)
普通自動車免許に係る再試験を受けようとする場合	1,950円(法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円)

」

に改め、同部(8)の款中「大型自動車免許又は中型自動車免許」を「大型自動車免許等」に、「23,450円」を「23,100円」に改め、同部(10)の款中「大型自動車免許又は中型自動車免許」を「大型自動車免許等」に、「14,950円」を「14,600円」に改め、同部(12)の款中

「

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 4,650円
-----------------------	--------------------

」

を

「

大型自動車免許等に係る講習 (準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	講習1時間につき 4,100円
準中型自動車免許に係る講習 (普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	講習1時間につき 3,400円

」

に、

「

普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,050円
--------------	--------------------

」

を

「

準中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,150円
普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,050円

」

に、

「

小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習	5,600円(当該講習が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,200円)
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	2,250円

」

を

「

小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	4,650円
小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	4,650円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条に定める基準に該当するものにあつては、7,550円）
小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	5,650円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	2,000円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,000円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第39条に定める基準に該当するものにあつては、4,300円）
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,400円

に改め、同部(14)の2の款中「(昭和35年総理府令第60号)」を削り、同部備考2の表中「大型自動車免許又は中型自動車免許」を「大型自動車免許等」に改め、同部備考3中「大型自動車免許又は中型自動車免許」を「大型自動車免許等」に、「2,800円」を「2,450円」に改め、同部備考4及び備考5の表中「大型自動車免許又は中型自動車免許」を「大型自動車免許等」に改め、同部備考6中「大型自動車免許又は中型自動車免許」を「大型自動車免許等」に、「2,850円」を「2,500円」に改め、同部備考7中「大型自動車免許又は中型自動車免許」を「大型自動車免許等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第258号)附則第6条第1項各号のいずれかに該当する者(道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。)に対する第2条の規定による改正後の警察手数料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)別表7の部の規定の適用については、同部(2)の款中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同部(12)の款中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。
- 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成28年内閣府令第49号)附則第17条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する講習に係る警察手数料徴収条例別表7の部(12)の款に規定する講習手数料の徴収については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。



恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第42号

恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

恩給条例等の一部を改正する条例(昭和61年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

附則第12条に次の1項を加える。

- 2 通算退職年金又は通算遺族年金の額を改定する場合における前項の規定の適用については、同項中「50円」とあるのは「50銭」と、「100円」とあるのは「1円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の恩給条例等の一部を改正する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年度以降の年度分の通算退職年金又は通算遺族年金(以下「通算退職年金等」という。)について適用する。
- 3 平成28年度分の通算退職年金等については、改正後の条例の規定により算定した通算退職年金等の額が、改正前の恩給条例等の一部を改正する条例の規定により算定した額に満たないときは、当該額を通算退職年金等の額とする。



公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第43号

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例(平成25年兵庫県条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「兵庫県立大学附属高等学校等」を「兵庫県立大学附属高等学校及び附属中学校」に改め、「一第13条」を削り、「第14条」を「第12条」に改める。

第5章の章名中「兵庫県立大学附属高等学校等」を「兵庫県立大学附属高等学校及び附属中学校」に改める。

第11条の見出しを削り、同条第1項中「県は、大学法人が」を「大学法人は、その」に改め、「との緊密な連携の下」を削り、「兵庫県立高等学校(以下「高等学校」という。)を置く」を「附属高等学校を置くものとする」に改め、同条第2項中「県は、大学法人が」を「大学法人は、その」に改め、「との緊密な連携の下」を削り、「高等学校」を「前項の附属高等学校」に、「兵庫県立中学校(以下「中学校」という。)を置く」を「附属

中学校を置くものとする」に改める。

第12条及び第13条を削る。

第14条中「(前章の規定を除く。)」を削り、第6章中同条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正)
- 2 兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和37年兵庫県条例第47号)の一部を次のように改正する。  
別表中学校の項を削る。



家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第44号

家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所設置条例(昭和35年兵庫県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表和田山家畜保健衛生所の項中「和田山家畜保健衛生所」を「朝来家畜保健衛生所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第45号

兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例(平成19年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 博物館に、分館として、加西分館を置く。
- 第2条中「博物館の」の右に「本館(以下「本館」という。))の」を加え、同条に次の1項を加える。
- 2 博物館の分館(以下「分館」という。)の位置は、加西市豊倉町とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

区 分		観覧料 (1人につき)		備 考
		個 人	団 体	
本館	一 般	円 210	円 160	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「中学生以下」とは、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 4 「大学生以上」とは、一般及び大学生をいう。
	大学生	150	120	
	高校生	100	80	

	中学生 以 下	無料	5 「高校生以下」とは、高校生及び中学生以下をいう。 6 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
分館	大学生 以 上	100円	
	高校生 以 下	無料	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第46号

兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県警察本部の組織に関する条例（昭和36年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (10) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。